

(認定こども園版)

(別記)

福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

②施設・事業所情報

名称：西条認定こども園	種別：認定こども園	
代表者氏名：園長 井原 義徳	定員（利用人数）： 76（79）名	
所在地：西条市本町1丁目133-2		
TEL：0897-55-3106	ホームページ：kousaikai.or.jp/sukoyaka/saijou/	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 昭和36年11月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：公益財団法人 鉄道弘済会		
職員数	常勤職員： 25名	非常勤職員 5名
専門職員	（専門職の名称） 名	
	保育士 22名	看護師 1名
	栄養士 1名	
	調理師 3名	
施設・設備 の概要	（居室数） 6室	（設備等）
		鉄筋コンクリート造2階建て

③理念・基本方針

（理念）

1人ひとりの子どもを大切に、保護者や地域社会から信頼され、選ばれる保育所を目指す。

（教育・保育方針）

- ・養護と教育が一体となり、健全な発達を図りながら自立を促す。
- ・保護者や地域との連携を図り、信頼関係の中で子どもの最善の利益を考慮する。

④施設・事業所の特徴的な取組

モンテッソーリ教育（子どもが自発的に選択可能な教具などの学習環境を整えた、生活・感覚・数・言語に関して主眼を置いた教育）を取り入れた保育活動を実践している。

地域の要望等をもとに0歳児の一時預かり保育を実施するほか、認定カウンセラーによる0歳～18歳未満の子どもを対象とした相談事業（地域子育て支援拠点事業）や看護師による病児・病後児保育（体調不良型）等の特別保育を実施している。

(認定こども園版)

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年7月8日（契約日） ～ 令和2年3月10日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	3回（平成26年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

公益財団法人鉄道弘済会（以下、法人という）が運営する西条認定こども園は、昭和36年に保育所として設立され、平成31年4月に認定こども園に移行した。

長い歴史の中で、地域に根ざした保育を実践している。特別保育事業として、0歳児の一時預かり保育のニーズを受け事業を開始している。また、地域子育て支援センターで遊び場を提供し、保護者向けに子育て相談を行うなど、地域にとって子育て家庭を支援する大きな役割を果たしている。

園の環境は、整理整頓が行き届き子どもたちにとって過ごしやすく心地良い環境作りが行われている。園内には、絵画や草花等がさりげなく飾られ、園庭には、自然のままの庭を写し取ったようなスペースがあり、四季折々の自然を感じ取れるよう配慮がなされている。

保育にはモンテッソーリ教育を導入し、園内に様々な教具を配置している。子どもが自分でしたいことや必要なことに関われる環境が整えられている。

◇改善を求められる点

認定こども園に移行したことを機に、「認定こども園教育・保育要領」や保護者の意見・提案等を反映し、標準的な実施方法の検証・見直しについての仕組みを整備されることを期待したい。

⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

今回3回目、また昨年4月に保育園から認定こども園となってから初めての受審となりました。これまでにご教示いただいた内容を、少しずつですが改善し実行してきたことが今回の評価につながったと思います。

高い評価をいただき驕ることなく、すべてのスタッフが情報を共有し標準的な実施方法の検証・見直しについての仕組み作り・整備に取り組んで行く所存です。

ご指導いただきました評価者の先生方には、心より感謝いたします。ありがとうございました。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 園の理念・基本方針・保育目標が明文化されており、ホームページ・パンフレット・入園のしおりに記載されている。保護者には、入園説明会で説明し周知を図っている。職員には新年度に園長が説明を行い、周知・理解を図っている。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に対処している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 市が策定した「西条市創生総合戦略」ビジョンや法人本部の経営計画「次代を拓く」等から経営環境を把握・分析するよう努めている。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 把握・分析された課題や目標をもとに、本園での課題を明確にしている。そして、要望等があれば、法人の支部から本部にあげるようにしている。		

(認定こども園版)

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期的なビジョンや基本計画は、「西条市創生総合戦略」の中で人口動向や子育ての方向が示されており、本部作成の「次代を拓く」で分析や計画がなされている。それらをもとに園としての中・長期計画を策定している。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画を反映した単年度の「2019年度事業計画」を策定している。また、「全体的な計画」に基づき、保育や教育についての計画が作成されている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しを組織的に行われ、職員が理解している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画をもとに職員会議や勉強会等で評価・見直しを行い、次年度の事業計画に反映するよう取り組んでいる。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者説明会で入園のしおり等を配布し、説明している。またホームページ上に掲載するなどして、周知を図っている。さらに園だよりやお知らせを配布し、保護者の行事への参加を促す工夫をしている。</p>		

I-4 教育及び保育の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 教育及び保育の質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 教育及び保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>定期的に第三者評価を受審し、保育士自己評価を計画的に（年2回）実施するなど、保育の質の向上に向けた組織的体制を構築している。</p>		

(認定こども園版)

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき認定こども園として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」及び「年間指導計画」等については、年度末に評価を行い、次年度の計画に反映させている。職員から出た改善策を取り上げ、本部へあげていく取組みがある。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>園長の役割や責任について文書化され、園長の要件やビジョン・課題等も明確にされている。園長は就任後間もない状況であるが、それに基づいて日々努力を積み重ねている。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>法令遵守等に関する研修会への参加、及び職員への周知などが行われている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 教育及び保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>園の特色として、モンテッソーリ教育を導入している。保育の質の向上に向け、資格取得のための研修やキャリアアップ研修の受講を計画的に進め、指導力を発揮している。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>本部の計画によるICT（情報通信技術）導入の取組みを園で計画的に進めながら、職員が働きやすい環境の整備に取り組んでいる。</p>		

Ⅱ-2 教育及び保育に関わる人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 教育及び保育に関わる人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な教育及び保育に関わる人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>モンテッソーリ教師の資格取得のため、職員に対して計画的に研修への参加を促している。若年層の職員の採用が計画されている。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>「期待する職員像」を文書で明確にしている。本部からの人事管理チェック表に基づく公平な評価システムにより評価が行われている。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>有給休暇は希望に合わせて取得できるよう配慮されている。ストレスチェックを実施して、健全な職場づくりに取り組んでいる。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>自己申告書をもとに年2回、園長が面談を実施し振り返りや意見交換を行い、職員一人ひとりの育成に向けた取組みを行っている。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定しており、それに基づき年間研修計画を作成し、教育・研修が実施されている。現在は、キャリアアップ研修とモンテッソーリ教育に関する研修を中心に実施されている。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>キャリアアップ研修や本部研修の計画が策定され、職員はそれに基づき研修に参加している。パート職員も参加できる機会を確保している。</p>		

(認定こども園版)

II-2-(4) 実習生等の教育及び保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の教育及び保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 実習生受入れのマニュアルを作成し、それに基づき実習生の受入れを積極的に行っている。		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 園の理念・基本方針、保育サービス状況等はホームページ等に公開されている。概ね5年に1度、第三者評価を受審し運営の透明性の確保に努めている。また、園のパンフレット等も市役所や地域子育て支援センター・スーパー等に設置している。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 園における事務・経理・取引等は本部を通して行われ、事業や財務等に関する資料が法人のホームページに掲載されている。園は、2年に1度内部監査を実施し、本部は毎年会計監査を実施している。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 地域の行事等（神社の夏祭り）に招待され、毎年参加している。園の世代間交流の活動として、野点（のだて：屋外での茶会）の招待状を地域住民に配って交流を図ることや、年長児が近くのデイサービスに定期的に訪問するなどの取組みをしている。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	㉑・b・c
＜コメント＞ ボランティア受入れの基本姿勢を明文化し、受入れに関するマニュアルが整備されている。地域の中学校の職場体験にも積極的に協力している。		

(認定こども園版)

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>行政や医療機関など、社会資源のリストを作成し、地域の関係機関・団体と連携している。支援の必要な子どもには、ウイングサポートセンター（西条市が実施している子育て相談窓口）や小学校・病院等の専門機関につなぐなど、適切な対応をとっている。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>園外に出かけ、積極的に地域の清掃や行事に参加するなどの取組を通して、地域のニーズを把握している。また、子育てひろばに来た未就園児の保護者や見学者などの声からも把握するよう努めている。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の教育及び保育ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>行政や関係機関との会議から地域ニーズの把握に努め、0歳児の預かり保育や病児・病後児別保育等の特別保育や子育て支援サービスを行っている。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な教育及び保育の実施

Ⅲ-1 利用者本位の教育及び保育

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した教育及び保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>園の保育方針に子どもの最善の利益を考慮することが明示され、年度初めに共通理解を図る取組を行っている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等に配慮した福祉サービス提供が行われている。	Ⓐ・b・c
<p><コメント></p> <p>プライバシー保護に関するマニュアルが作成されており、それに基づき適切に対応している。</p>		

(認定こども園版)

Ⅲ-1-(2) 教育及び保育の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 入園のしおりやホームページ等を利用して、情報を提供している。また、見学希望者には見学等の対応を柔軟に行っている。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 教育・保育の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 入園式には、入園のしおりの配布などで情報提供をしている。特別保育の内容等についても説明し、配慮が必要な保護者には個別に声をかけ分かりやすく説明している。認定こども園に移行する際にも保護者に向けて説明がなされている。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 認定こども園等の変更にあたり教育及び保育の継続性に配慮した対応を行っている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 転園する場合には、保護者の許可を得て転園先に園児の情報を送付し、転園先でもスムーズに園生活が送れるよう配慮している。また、卒園や転園した家庭にも子育て相談等の継続ができる旨の文書を配布している。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㉠・b・c
＜コメント＞ 保護者との懇談会を定期的に行い、連携を図っている。また、本部が保護者アンケートを実施し、取りまとめた内容を職員に周知して保育の改善に活かしている。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 苦情解決の仕組みが文書化され、入園のしおりに窓口・解決責任者・第三者委員等が記載されている。園内にも掲示され、周知に努めている。また、玄関には「意見箱」が設置されている。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	㉠・b・c
＜コメント＞ 入園のしおりに、「意見・要望の解決のための仕組み」について記載され、入園時に保護者に説明されている。また相談については、地域子育て支援センターで無料相談を実施し、必要に応じて利用することができる仕組みが整っている。		

(認定こども園版)

36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	㉑・b・c
＜コメント＞ 相談受付マニュアルをもとに、適切・迅速に対応できる仕組みが整い、適切に記録されている。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 事故発生時の対応マニュアルが作成されており、事故発生時の対応と手順を明示し、職員会議で周知している。子どもの安心・安全確保のための取組みとして、ヒヤリハットの記録も職員に周知している。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 感染症マニュアルが作成されており、看護師を中心に子どもの感染症予防や安全確保に取り組んでいる。感染症発生時には、保護者向けのお知らせ等で注意喚起し、感染拡大を防ぐようにしている。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 西条市の災害マップから立地上の災害の影響を把握し、防災計画や避難訓練計画を立てて対策を講じている。保護者には、災害伝言ダイヤルを利用することを入園式で説明し、周知が深まるよう努めている。		

Ⅲ-2 教育及び保育の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する教育及び保育の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 教育及び保育について標準的な実施方法が文書化され教育及び保育が提供されている。	㉑・b・c
＜コメント＞ 全体的な計画をもとに、年齢ごとの年間計画、月間・週間指導計画が作成されている。教育については、モンテッソーリ教育に基づき提供されている。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㉒・c
＜コメント＞ 標準的な実施方法が文書化されている。今後は、「認定こども園教育・保育要領」や保護者の意見や提案等も反映し、見直しする仕組みを整備されたい。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより指導計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>入園時の事前調査表により、個別の発達状況等を把握しており、指導計画が作成されている。3歳未満児の子どもには個人別指導計画も作成されている。配慮の必要な子どもについては、必要に応じて専門機関等からのアドバイスを得て、個別の指導計画を作成している。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>指導計画の提出マニュアルが作成されており、それに基づき評価・見直しをする仕組みが整っている。月間・週間指導計画は翌月・翌週計画に反映し、全体的な計画は年度末に見直しを行っている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 教育及び保育の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する教育及び保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>全園児の個別の児童票、及び障がいのある子どもに関しては個別記録・ケース会議の記録等が作成され、適切に記録されている。職員会での伝達やファイルの閲覧など、職員間で共有を図っている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>個人情報取り扱いのマニュアルが作成され、それに基づき記録を管理できる体制が整っている。個人情報の取り扱いについては、年度初めに職員間で確認し共有している。また、保護者等には個人情報についての説明を行い、同意書を交わしている。</p>		

A-1 教育及び保育の内容

1-(1) 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 認定こども園の理念、教育及び保育の方針や目標に基づき、教育と保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成している。	Ⓐ・b・c

所見欄

認定こども園に移行したことを機に、全体的な計画を立てている。保育事業の目的、保育方針・保育理念・保育目標に基づき養護と教育、健康支援、食育の推進、安全管理、災害への備え、子育て支援、職員の資質向上等の方針が園生活を通して総合的に展開されるように作成されている。
--

1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた教育及び保育を行っている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする教育及び保育を展開している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑧ 特別な支援を必要とする子どもが安心して生活できる環境を整備し、教育及び保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	Ⓐ・b・c

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、教育及び保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

㉑・b・c

所見欄

落ち着いた雰囲気のできる園づくりがされており、子どもたちにとって過ごしやすい環境が整備されている。また、モンテッソーリ教育を取り入れ、クラスの中で子どもが活動を選び、一人で落ち着けるスペースを用意している。

園児一人ひとりの発達過程や家庭環境などを職員間で共有している。気がついた事案については、職員間で話し合い、会議で共有している。

清潔・食事・排泄に関する決まりごとや方法が、モンテッソーリ教育の中で身につくように分かりやすく伝えられる環境になっている。食事の準備や後片付け、食器の正しい扱いやマナーについても、園児は自ら進んで行っている。

モンテッソーリ教育の環境づくりの考えから、子どもたちが主体的に活動できる環境が整備されている。自然あふれる園庭では季節を感じることができ、異年齢間の生活や遊び、地域住民との交流など多様な人々や文化を理解することができる。

0歳児クラスでは、家庭での睡眠・排泄・食事・授乳について、状況を把握して園との連続性を保つため、連絡帳で情報交換を行っている。発達の違いも大きな年齢であり、成長発達に応じて生活する時間帯や保育活動の時間・場所を分けるなどの配慮がなされている。

3歳未満児クラスでも、園と家庭との連携がとれるように連絡帳で情報交換を行っている。また、個人差や年齢差を考慮して、探索活動や主体的な活動が十分行えるように安全な環境が整備されている。子どもの発達状況によって環境を見直し、整備していく配慮もされている。

3歳以上児クラスでは、異年齢での縦割りのクラスになっており、個人差や発達の差に応じて活動をすることができる環境設定がなされている。また、園庭にはうちぬきの水が利用されており、四季の自然に触れることができ豊かな感性や想像力を育てている。地域住民との野点や交流も実施され、様々な世代の人を理解し、関わり方を身につける取組みがなされている。

特別な支援が必要な子どもの発達過程や状態を把握し、個別の支援計画を立てて職員で情報共有し、長期的な見通しを持った保育を行っている。ウイングサポートセンター等の専門機関とも連携をし、職員には特別支援教育の学習会も定期的に行っている。

延長保育は、最長で19:20まで行っており、長い時間を過ごす子どもがくつろいで過ごせる環境づくりをしている。また、栄養士による献立に基づくおやつも提供されている。記録により、職員間の引継ぎと家庭への連絡ができる仕組みがある。

モンテッソーリ教育に基づく環境づくりにより、文字や数などへの興味・関心を持つことができるように配慮されている。全体的な計画の中に、小学校以上との連携などが計画化され「児童要録」を作成し、小学校への申し送り、移行が円滑にできるよう工夫されている。

また、保・幼・小関連教育研修が年間を通して計画され連携を図るとともに、就学に向けて保護者とも密に連絡を取るよう配慮している。

(認定こども園版)

1-(3) 健康管理

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	Ⓐ・b・c
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を教育及び保育に反映している。	Ⓐ・b・c
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c

所見欄

園の「衛生マニュアル」や「職場巡視チェックリスト」などに基づき、年間を通じて子どもの安全と健康の確保に向けた取組みを行っている。また、感染症などが出た場合には注意喚起をするなど情報提供を行っている。入園・進級時には家庭環境調査票などで、既往症や予防接種の状況、健康に関する情報を把握し、園と家庭で情報を共有しながら子どもの健康保持に努めている。

年2回、健康診断・歯科検診を実施する前に、保護者からの質問事項を把握し、検診時の参考になっている。結果については書面で保護者に知らせ、結果に応じて受診等を推奨している。

アレルギー対応ガイドラインを参考に対応しており、除去の必要な場合には医師の指示により個別に対応している。食事の際には、個別のトレーを使用し、名札の確認など細心の注意を払っている。

1-(4) 食事

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A-1-(3)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	Ⓐ・b・c

所見欄

全体的な計画の中に食育の推進についての項目があり、保育計画の中に位置づけて取組みを行っている。親子で魚を使ったクッキングをするなど、食育体験をする機会も設けている。

給食の際に栄養士も一緒に食べる機会を設け、喫食状況の把握や献立の工夫に活かしている。また、給食やおやつについては、献立会議で話し合い、記録して職員に周知するようにしている。アレルギー除去の必要な子どもには、医師からの指示に基づき給食を提供し、安全に配慮している。

A-2 子育て支援

2-(1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	㉠・b・c

所見欄

入園時に子どもたちの状況を事前に調査し、一人ひとりの成長や発達を把握している。職員は、送迎時の保護者との情報交換を心がけ、3歳未満児では連絡ノートにより適宜様子を知らせ合っている。また、保育参観や運動会等の行事のほか、野点や保育体験の機会等を活用し、保護者とともに子どもの成長を共有できるようにしている。

2-(2) 保護者等の支援

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	㉠・b・c
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害のある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	㉠・b・c

所見欄

入園時にカウンセラーによる相談事業があることを伝え、家庭のことや子育ての不安を取り除く支援があることを知らせている。相談内容は、書面に記録して必要に応じて職員会でケース会議を行うなど、保護者を支援する取組みを行っている。

虐待等については、入園のしおりに記載されており、保育所等には通報義務があることも含めて入園時に説明を行っている。「虐待対応マニュアル」が作成されており、職員に周知するとともに保護者にも周知するよう取り組んでいる。

A-3 保育の質の向上

3-(1) 教育・保育実践の振り返り（保育教諭等の自己評価）

	第三者評価結果
A-3-(1)-① 保育教諭等が主体的に教育・保育実践の振り返り（自己評価）を行い、教育・保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㉠・b・c

所見欄

教育・保育の振り返りとして、3歳以上児クラスは週1回、3歳未満児クラスでは昼寝の時に話し合っている。また、「保育の振り返りシート」を活用し、個人面談等による職員自らの保育の振り返りと、園全体としての保育の改善や専門性の向上につなげている。